

稲敷市学生応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、移動の自粛要請に伴い帰省が困難となっている本市出身の学生に対し、保護者等が物資を仕送りする経費を支援する稲敷市学生応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、稲敷市補助金等交付規則（平成17年稲敷市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「学生」とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（高等学校及び中等教育学校を除く。）に在学する者
- (2) 平成14年4月1日以前に出生した者
- (3) 本市以外に居住している者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、学生に対し、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条に規定する許可を受けている者（以下「事業者」という。）に依頼し、物資を仕送りする学生の保護者等で、市内に住所を有するものとする。

(補助対象期間)

第4条 補助金の対象期間は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までとし、補助対象者は、当該期間内に事業者に対し運送を依頼するものとする。

(補助対象物)

第5条 補助金の交付対象物（以下「補助対象物」という。）は、次の各号のいずれにも該当する物とする。

- (1) 事業者が運送できる30キログラム以下の物
- (2) 生活必需品又は感染症対策のための物資

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象者が学生に対し補助対象物を仕送りするための運送料とする。

2 補助対象物の運送の回数は、学生1人当たり6回を限度とする。この場合において、稲敷市学生応援便事業実施要綱（令和2年稲敷市告示第 号）に基づく運送の回数も含むものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、稲敷市学生応援便事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和3年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 運送料の支払金額及び運送先が確認できる送り状の原本
- (2) 学生証又は在学証明書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 2回目以降の申請については、前項第2号に掲げる書類の提出を省略できる。

（補助金の交付・不交付決定等）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、規則第5条の規定に基づき、その内容を審査し、補助金の交付の適否及び補助金の額を決定し、稲敷市学生応援便事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正行為により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) その他市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消す場合において、補助金が既に交付されているときは、稲敷市学生応援便事業補助金交付取消通知書兼返還命令書（様式第3号）を交付決定者に通知し、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年10月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに申請した者で、当該申請に係る交付の決定を受けたものについては、同日後も、なおその効力を有する。